



行政ガイドインデックス

Administration Guide Index

36 各種相談

39 届出・証明

44 国保・年金・税

54 健康

58 出産・子育て

70 教育

75 高齢者福祉

81 障がい者・生活福祉

85 ごみ・リサイクル

91 上下水道・住宅・生活環境

97 市民活動・ビジネス

99 市議会・選挙

102 施設案内

106 バス路線図

109 医療ガイド



〈 広告 〉

「ヒューマンケア」のプロを目指す

子育てのサポートから

ぐんぐん舎

文京教室・八幡台教室
貞元教室・君津中央教室

生活介護・住まい・

高齢者専門ケア看取りのサポートまで



IAHOUKAI

ハートケア

社会福祉法人 多宝会

ハートケア訪問介護支援センター・ハートケア障害福祉サービス・ハートケア居宅介護支援センター
地域密着型特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護ハートケア八幡台館
サービス付き高齢者向け住宅ハートケア清見台館・貞元館・大久保館

千葉県木更津市八幡台4丁目6番16号 TEL:0438-53-8111 FAX:0438-53-8112



各種相談

掲載以外の相談は、TEL 23-7111 (代表) まで。
相談は無料で、秘密は守られます。

法律・人権・行政

相談方法 → 面談 電話 メール

相談	内容	日時など	面談場所／問合せ先
法律相談 要予約 	市民を対象とした弁護士による相談です。 電話でお申し込みください。 ※当月分の予約は、月初の平日に受付を開始します。	毎月第2・第4木曜日 (祝日、年末年始を除く) 午後1時～5時 1人25分 1日8人まで	朝 地域共生推進課 相談室 TEL 38-3089 FAX 25-3566
人権・行政 合同相談 要予約 	市民を対象とした人権擁護委員による相談です。 いじめや差別など人権上の問題や悩み事、親子・夫婦・相続などの家庭問題、行政に関する問題などの相談に応じます。 電話でお申し込みください。 ※当月分の予約は、月初の平日に受付を開始します。	毎週月曜日 (祝日、年末年始を除く) 午後1時～3時 1人25分 1日4人まで 相談員 人権擁護委員・行政相談委員	
行政書士相談 要予約 	市民を対象とした行政書士による相談です。相続・遺言、離婚、成年後見、賃貸借、契約文書作成、各種許認可申請などの相談に応じます。 電話でお申し込みください。 ※当月分の予約は、月初の平日に受付を開始します。	毎月第4火曜日 (祝日、年末年始を除く) 午後1時～4時 1人25分 1日6人まで	
法律相談 (社会福祉協議会) 要予約 	財産や金銭トラブル、離婚問題に関することなどの相談に弁護士が応じます。 ※当月分の予約は、月初の平日に受付を開始します。	毎月第2・第3月曜日、第4水曜日 (祝日、12/28～1/4を除く) 午後1時～4時 1人25分 1日6人まで	場所 他 木更津市民総合福祉会館 1階第1面接室 問合せ 他 木更津市社会福祉協議会 TEL 25-2089

就職

相談	内容	日時など	面談場所／問合せ先
事業・創業に関する相談 要予約 	様々な業種の個人事業主、中小企業経営者の起業創業から売上アップ、今後の事業方針まで全般的な相談に応じます。	月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～午後5時	他 木更津商工会館 産業・創業支援センター 「らづ-Biz」 TEL 53-7100
働くことに関する相談 要予約 	働くことについて様々な悩みを抱えている15～49歳までの若者の皆さんが就労に向かえるよう、多様な支援サービスでサポートします。	火～土曜日 (祝日を除く) 午前9時30分～午後4時30分	他 たちより館2階 ちば南部地域若者サポートステーション TEL 23-3711 mail info@chiba-nambu-saposute.jp



KISARAZU
PHOTO GALLERY



〈 広告 〉

各種相談

税理士会による 税の無料相談 要予約

- 日 時** 祝日以外の毎月第2水曜日
午前10時から午後3時
- 会 場** 木更津商工会館内
- 対 象** 税理士が関与していない一般納税者
- 利用方法** まず電話で予約してください
電話受付は月～金の9時～15時
TEL.0438-37-9000
- 内 容** 面接相談方式による税に関する相談
但し、書類の作成などは行ないません

千葉県税理士会木更津支部

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜1-17-59-4F
Tel:0438-37-9000
<https://kisarazuzei.jp/>

税理士法人ケイエスエス会計

税理士

嶋野 渉 藤巻 友一 鳥海 久雄

確定申告

決算業務

相続・贈与・譲渡

会社設立支援

地元密着の税理士事務所
お気軽にご相談下さい。

☎0438-23-2601

〒292-0832
木更津市新田2-1-22



事前の相談が大切！ 親切丁寧なアドバイス

お気軽にご相談下さい

税理士法人
森山会計事務所



代表社員税理士 森山 久
社員税理士 森山 博介



☎(0438)98-7740

〒292-0052 木更津市祇園 2-31-16
JR久留里線祇園駅徒歩6分



— あなたの想いに寄り添い、安心の未来へつなぎます —

司法書士 進藤由子事務所

相続・登記のお悩みを
丁寧にサポート

相続手続
遺産承継不動産の
名義変更遺言書
作成支援

成年後見

会社設立
変更登記

「誰に相談したらいい？」
そんな時はお気軽にご相談ください。

女性資格者が在籍
相談しやすい安心感
土日・夜間も予約対応
(事前予約にて対応いたします)



☎0438-40-5891

受付時間 平日 9:00～17:00

〒千葉県木更津市東中央2-14-5 ☎ sunkusyuko@au.wakwak.com

遺言や任意後見など

大切な契約は
公正証書でどうぞ

相談無料

お気軽に
ご相談
ください

木更津公証役場

〒292-0057
木更津市東中央3-5-2-102

TEL 0438-22-2243

FAX 0438-22-2203



藤代会計 ☎0438-30-7321

お金のこと... 会社のこと... 税金のこと...

お気軽に
ご相談ください！

公認会計士 藤代 昌弘
税理士
木更津市請西1-5-15



司法書士 長谷川圭事務所

【業務内容】

- 相続・贈与・売買等 不動産登記手続き
- 会社設立・役員変更等 商業登記手続き



お気軽にご相談下さい

TEL:0438-22-3504

FAX:0438-25-0084

営業時間 / 9:00～17:30 定休日 / 土曜、日曜、祝日
木更津市新田 1-5-27

子ども・教育

相談	内容	日時など	面談場所／問合せ先
子どもの発達に関する相談 ☎ ☒	18歳未満のお子さんの発達について気になることがあれば、電話や面談などで相談に応じます。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分	朝 こども発達支援課 TEL 23-7244 mail kiratto@city.kisarazu.lg.jp
妊娠・出産・子育てに関する相談 ☎ ☒	妊娠中や産後の心配ごと、子育てなど気になることがあれば母子保健コーディネーター、保健師などの専門職員が相談に応じます。		朝 健康推進課 TEL 23-1300 FAX 25-1350 mail kensui@city.kisarazu.lg.jp
家庭相談 (児童・ひとり親・DV・離婚前相談など) ☎ ☒	母子・父子自立支援員などが、ひとり親家庭の生活一般や福祉についての相談やDV相談に応じています。		朝 こども家庭支援課 TEL 23-7249 FAX 25-1350

健康・福祉(高齢者／障がい者)

相談	内容	日時など	面談場所／問合せ先
健康相談 要予約 ☎ ☒	保健師・栄養士・歯科衛生士などの専門職が電話や面談などで健康に関する相談に応じます。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) ※予約日時調整のうえ面談	朝 健康推進課 TEL 23-8376 FAX 25-1350
高齢者福祉に関する相談 ☎ ☒	安心して元気に暮らし続けられるよう、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの専門職が介護、福祉に関することなど様々な相談に応じます。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分	各地域包括支援センター→P75 朝 高齢者福祉課 TEL 23-2695 FAX 25-1213
障がい者福祉に関する相談 ☎ ☒	障がいのある方やそのご家族の総合相談窓口として、精神保健福祉士、社会福祉士、聴覚障害者相談員および保健師が相談に応じます。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分	朝 基幹相談支援センター TEL 23-8499 FAX 25-1213

生活・暮らし

相談	内容	日時など	面談場所／問合せ先
消費生活相談 要予約 ☎ ☒	事業者とのトラブル、多重債務、製品事故について、専門の資格を持った「消費生活相談員」が相談に応じています。	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前10時～午後4時	場所 朝 地域共生推進課 問合せ 朝 木更津市消費生活センター TEL 20-2234 FAX 25-3566
交通事故相談 要予約 ☎ ☒	毎月2回千葉県交通事故相談所の専任相談員が交通事故巡回相談を行っています。 2日前までに電話で予約してください。	4月を除く毎月第2・第3水曜日 午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く) (祝日の場合は変更) 1人60分以内	朝 地域共生推進課 TEL 38-3089 FAX 25-3566
心配ごと相談 ☎ ☒	生活上の不安や家族のこと、健康の悩みなどあなたの日常生活でのお困りごとの解決に向けて、相談員が相談に応じます。	毎月第1・第3木曜日 (祝日、8/13～15、12/28～1/4を除く) 午後1時～4時	場所 他 木更津市民総合福祉会館 問合せ 他 木更津市社会福祉協議会 TEL 25-2089
結婚相談 要予約 ☎ ☒	結婚を望まれる方に対し、結婚相談員がお相手を探すお手伝いをしています。	毎週火曜日(原則) (祝日、8/13～15、12/28～1/4を除く) 午前10時～午後4時	場所 他 木更津市民総合福祉会館 問合せ 他 木更津市社会福祉協議会 TEL 25-2089

届出・証明



戸籍・住民・印鑑登録

なりすましによる届け出や申請を防止するため、窓口で本人確認をしています。

● 本人確認書類

(A)の書類は1点、(B)の書類は(B)同士を組み合わせる2点もしくは(B)と(C)を組み合わせる2点で本人確認書類として扱います。詳しくはお問い合わせください。

(A)の書類 (有効期限内のもの)	▶自動車運転免許証 ▶運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に発行されたものに限り) ▶パスポート ▶マイナンバーカード ▶在留カード ▶特別永住者証明書 ▶船員手帳 ▶海技免状 ▶小型船舶操縦免許証 ▶猟銃・空気銃所持許可証 ▶戦傷病者手帳 ▶宅地建物取引士証 ▶電気工事士免状 ▶無線従事者免許証 ▶認定電気工事従事者認定証 ▶特種電気工事資格者認定証 ▶耐空検査員の証 ▶航空従事者技能証明書 ▶運航管理者技能検定合格証明書 ▶動力車操縦者運転免許証 ▶教習資格認定証 ▶警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ▶身体障害者手帳 ▶療育手帳 ▶精神障害者保健福祉手帳 ▶官公署職員の身分証明書(本人の写真が貼付されたもの)
(B)の書類	▶健康保険の資格確認書 ▶介護保険被保険者証 ▶年金手帳 ▶基礎年金番号通知書 ▶国民年金・厚生年金・船員保険の年金証書 ▶共済年金または恩給の証書 ▶生活保護受給証明書 ▶学生証(本人の写真が貼付されたもの) ▶会社の職員証(本人の写真が貼付されたもの)など
(C)の書類	▶病院などの診察券(自署可能なものを除く) ▶預金通帳 ▶クレジットカード ▶キャッシュカード ▶公共料金領収書などで本人の氏名が印字されているものなど

戸籍の届出

朝 市民課

TEL 23-7290

FAX 25-3566

受付時間と窓口

平日 午前9時～午後4時30分	市民課(朝日庁舎)または富来田出張所(富来田地域交流センター)
平日の上記以外の時間 土・日曜日、祝日、年末年始	朝日庁舎守衛室(庁舎北側) ※書類の預かりのみとなり、内容の確認などは翌開庁日に行います。

届出の種類	届出の期間・効力	届出できる方	届出の場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内 海外で生まれたときは3カ月以内	原則として父または母	父・母の本籍地・所在地または子の出生地	☐ 出生届書 ☐ 母子健康手帳
婚姻届	届出をしたときから効力が発生	夫および妻	夫・妻の本籍地または所在地	☐ 婚姻届書(成人の証人2人の署名が必要です) ☒ 本人確認書類 ☐ マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
転籍届	届出をしたときから効力が発生	戸籍の筆頭者とその配偶者	現本籍地・所在地または新本籍地	☐ 転籍届書 ☒ 本人確認書類
離婚届	協議離婚の場合は、届出をしたときから効力が発生 裁判離婚の場合は裁判確定の日から10日以内	▶協議離婚の場合 夫および妻 ▶裁判離婚の場合 調停の申立人または訴えの提起者	夫・妻の本籍地または所在地	☐ 離婚届書(成人の証人2人の署名が必要です) ☒ 本人確認書類 ☐ マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ☐ 裁判離婚のときは、判決書の謄本など
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. 同居者 4. 家主・地主など	死亡者の本籍地 死亡地または届出人の所在地	☐ 死亡届書

このほかに養子縁組届・養子離縁届・入籍届などがあります。詳しくはお問い合わせください。



住所の変更

朝 市民課 TEL 23-7254 FAX 25-3566

受付時間と窓口

平日 午前9時～午後4時30分	市民課(朝日庁舎)または富来田出張所(富来田地域交流センター)		
届け出の種類	届け出の期間	届け出できる方	届け出に必要なもの
転入届 (市外から引越してきたとき)	本市に住み始めた日から14日以内	本人または本市で同一世帯の方 (上記以外の方が届出に 来る場合は委任状が必要です)	☒ 前住所地の市区町村長が発行する転出証明書 ☒ 届出人の本人確認書類 ☒ 引越した方全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)および暗証番号
転入届 (海外から引越してきたとき)	帰国した日から14日以内		☒ 帰国した方のパスポート(入国日が押印されていない場合は、航空券の半券などの入国日が確認できるものが別途必要) ☒ 帰国した方の本籍地が木更津市にない場合は戸籍の謄抄本および附票 ☒ 届出人の本人確認書類 ☒ 引越した方全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)および暗証番号
転出届 (市外へ引越すとき) ※転出の手続きはオンライン・郵送でもできます	市外に引越す1カ月前から、 市外に住み始めた日から14日以内		☒ 届出人の本人確認書類 ☒ マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ☒ 印鑑登録証(登録者のみ) ☒ 国民健康保険の資格確認書(加入者のみ) ☒ 後期高齢者医療保険の資格確認書(加入者のみ) ☒ 子ども医療費助成受給券(お持ちの方のみ) ☒ 介護保険被保険者証(お持ちの方のみ)
転居届 (市内で引越したとき)	新しい住所に住み始めた日から14日以内		☒ 届出人の本人確認書類 ☒ 引越した方全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)および暗証番号 ☒ 国民健康保険の資格確認書(加入者のみ) ☒ 後期高齢者医療保険の資格確認書(加入者のみ) ☒ 子ども医療費助成受給券(お持ちの方のみ)

※本人確認書類は39ページをご覧ください。

この他に世帯主変更届・世帯合併届・世帯分離届などがあります。詳しくはお問い合わせください。



不動産を相続したら、相続登記が必要です！

令和6(2024)年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。そのため、次の申請が必要になります。

1 相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

2 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、相続登記をしなければなりません。

1と2のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は**10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象**となります。



※相続登記等の権利に関する登記について、申請手続の代理や法務局に提出する登記申請書等の書面の作成およびこれらの相談を受けることを業務として行うことができるのは、司法書士および弁護士に限られています。

出典：法務省

印鑑登録

朝 市民課 TEL 23-7253 FAX 25-3566

受付時間と窓口

平日 午前9時～ 午後4時30分	市民課(朝日庁舎) 富来田出張所(富来田地域交流センター) 金田出張所(金田地域交流センター)
------------------------	---

本市に住民登録をしている方は、1人1個に限り印鑑を登録することができます。印鑑登録した方には、印鑑登録証をお渡しします。ただし、15歳未満または意思能力を有しない方は登録できません。

本人が来庁して本人確認書類(39ページ(A)の書類に限る)を確認できた場合に限り即日登録することができますが、それ以外の場合や代理人による申請の場合は日数を要します。

必要なもの

☐ 登録する印鑑  本人確認書類

代理人申請の場合(即日登録できません)

- ☐ 登録する印鑑
- ☐ 登録する方が署名し、登録する印鑑を押印した委任状
-  代理人の本人確認書類

登録できない印鑑

- ☐ 住民票に記載されている氏名・氏・名など以外のもの
- ☐ ゴム印など印形の変化しやすいもの
- ☐ 印画が、き損または摩耗しているもの
- ☐ ふちのないもの
- ☐ 8mm以上25mm以下の枠に収まらないもの
- ☐ 登録する印鑑として適当でないと市長が認めたもの

印鑑登録の廃止

登録した印鑑や印鑑登録証(カード)を紛失した場合は、印鑑登録廃止の手続きを行ってください。本人確認書類(代理の場合は委任状および代理人の本人確認書類)をお持ちください。

戸籍・住民票など各種証明の申請

朝 市民課 TEL 23-7253 FAX 25-3566

印鑑登録証明書の申請を除き、申請者の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類は39ページをご覧ください。

「請求できる方」欄に記載のない方が申請する場合、委任状などの書類が別途必要になりますので、事前にお問い合わせください。

証明の種類	手数料	請求できる方
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	戸籍に記載されている ▶ 本人
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	▶ 配偶者 ▶ 直系尊属(父母・祖父母 など) ▶ 直系卑属(子・孫 など)
除籍個人事項証明書(除籍抄本)		
改製原戸籍謄(抄)本		
戸籍の附票	300円	※戸籍全部事項証明書・除籍全部事項証明書・除籍謄本は、本籍地が本市以外の方も取得できます。一部条件がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	
除籍電子証明書提供用識別符号	700円	
身分証明書	300円	本人のみ
独身証明書	300円	本人のみ ※委任状による代理申請はできません。
届出の受理証明書	350円 ※上質紙の場合1,400円	戸籍の届け出をした本人のみ
戸籍の記載事項証明書	350円	内容によって異なりますので、事前にお問い合わせください。
届書等情報内容証明書	350円	届書の利害関係人 ※特別な理由がある場合に限りです。
住民票の写し(世帯全員のもの)	300円	▶ 本人 ▶ 同一世帯の方
住民票の写し(個人のもの)		
住民票記載事項証明書		
住民票除票・改製原住民票	300円	本人のみ
印鑑登録証明書	300円	本人または代理人 ※登録者の印鑑登録証(カード)を提示し、登録者の「住所」「氏名」「生年月日」の3点を申請書に記入できることが条件です。

戸籍・住民票など各種証明申請受付時間・場所

朝 市民課 TEL 23-7253 FAX 25-3566

受付時間

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時30分

受付場所

受付場所	所在地	電話番号
市民課(朝日庁舎)	朝日3-8-1	23-7253
富来田出張所 (富来田地域交流センター)	真里谷110	53-2027
鎌足出張所 (鎌足地域交流センター)	矢那899-1	52-3111
金田出張所 (金田地域交流センター)	金田東6-11-1	97-6314
中郷出張所 (中郷地域交流センター)	井尻789	98-0802
岩根連絡所 (岩根地域交流センター)	高柳3-2-1	41-1184
八幡台連絡所 (八幡台地域交流センター)	八幡台4-2-1	36-4010
清見台連絡所 (清見台地域交流センター)	清見台南 5-1-29	98-7654
畑沢連絡所 (畑沢地域交流センター)	畑沢1053-12	37-1005
駅前連絡所 (中央地域交流センター)	富士見1-2-1	25-4581
波岡連絡所 (波岡地域交流センター)	大久保5-7-1	37-8515

証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアなどに設置されたマルチコピー機(キオスク端末)で、窓口より安く各種証明書を取得できます。

必要なもの	マイナンバーカード ※交付時に設定した利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要です。
利用場所	マルチコピー機(キオスク端末)が設置されている全国のコンビニエンスストアなどの各店舗
利用時間	午前6時30分～午後11時 ※メンテナンス日(不定期)により、利用できない場合があります。
取得できる証明書	▶住民票の写し ▶印鑑登録証明書 ▶戸籍全部(個人)事項証明書 ▶戸籍の附票 ▶課税・非課税証明書

なお、取得できる証明書には一部条件があります。詳しくは市ホームページでご確認いただくか、市民課までお問い合わせください。

戸籍・住民票などの郵送による請求

郵送により交付を受けようとする方は申請に必要な書類(申請書・本人確認書類の写し・手数料分の定額小為替・返信用封筒など)を同封して、市民課(朝日庁舎)まで送付してください。

なお、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、市民課までお問い合わせください。

マイナンバーカード

朝 市民課 TEL 23-7291 FAX 25-3566

マイナンバーカードは申請をしてから受け取りまで約1カ月半かかります。

※マイナンバーを確認したい方は、マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」を取得してください。

交付申請書

申請には交付申請書(通知カードの下部分・国から郵送されたもの・市民課で発行されたもの)が必要です。お持ちでない方は、二次元コード付き交付申請書を市民課で発行しています。本人確認書類をお持ちのうえ市民課(朝日庁舎)・富来田出張所または金田出張所へお越しいただくか、お電話でお問い合わせください。

交付申請の方法

- ①交付申請書の二次元コードを読み取り、ご自身のスマートフォンなどからオンラインで申請(推奨)
- ②顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付し郵送で申請
- ③交付申請書に記載された申請書IDを入力し、顔写真をアップロードしてパソコンから申請
- ④交付申請書の二次元コードを読ませて証明写真機から申請(有料)

交付申請支援サービス

顔写真の撮影(無料)から申請までの手続支援を行っています。本人確認書類をお持ちのうえ市民課(朝日庁舎)までご来庁ください。

また、市内にお住まいの希望者が5人以上の場合、市職員がご希望の場所(地域交流センター・集会所・事務所 など)へ出向き、交付申請支援を実施しています。お電話でお問い合わせください。

受け取り

カードが完成したことをお知らせする「交付通知書」が住所地に届いたら、本人確認書類をお持ちのうえ本人が窓口へ受け取りにご来庁ください。なお、15歳未満の方・成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。本人確認書類および法定代理人であることの証明(戸籍謄本や登記事項証明)を確認します。また、代理での受け取りは原則できません。

※長期入院などのやむを得ない事情があり、一定の条件を満たす場合に代理での受け取りが可能となる場合があります。

お電話でお問い合わせください。

※15歳未満の方の受け取りの場合、親権者と同一世帯の場合に限り、戸籍謄本などの提示は不要です。

受け取りに必要なもの

- ☑ ①交付通知書
- ☑ ②本人確認書類(交付通知書または39ページをご確認ください)
- ☑ ③マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

受け取り場所・時間

- ▶市民課(朝日庁舎)
 - ▶富来田出張所(3営業日前まで完全予約制)
 - ▶金田出張所(3営業日前まで完全予約制)
- 月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始除く)
午前9時～午後4時30分

※その他、休日開庁日に受け取ることもできます。最新の情報は、交付通知書または市ホームページをご確認ください。

暗証番号のロック解除・再設定

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)は3回、署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16桁)は5回、連続して入力を間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。暗証番号について、利用者証明用電子証明書暗証番号または署名用電子証明書暗証番号のどちらか片方が分かる場合のみ、スマートフォンアプリとコンビニのマルチコピー機(キオスク端末)で暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定ができます。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイトをご確認ください。

なお、利用者証明用電子証明書暗証番号および署名用電子証明書暗証番号のどちらも分からない場合は、コンビニエンスストアなどでのロック解除(再設定)はできませんので、マイナンバーカードと本人確認書類をお持ちのうえ、市民課(朝日庁舎)・富来田出張所または金田出張所までご来庁ください。

電子証明書の更新

有効期限が10年のマイナンバーカードの場合、5年目に電子証明書の更新が必要です。有効期限の3カ月前から手続きができますので、市民課(朝日庁舎)・富来田出張所または金田出張所までご来庁ください。

なお、更新手続きには交付時に設定した暗証番号が必要となります。お忘れの方は上記「暗証番号のロック解除・再設定」を行いますので、マイナンバーカードのほかに本人確認書類が必要となります。※電子証明書の有効期限はマイナンバーカード表面に記載されています。

マイナンバーカードを紛失した場合

次の手順でマイナンバーカードの紛失の届け出を行ってください。紛失後の再交付では手数料が1,000円かかります。

- ①マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へ電話し、カード機能の一時停止手続きを行います。
- ②警察で遺失届の手続きをします。
- ③市民課で、カード廃止および再交付申請(希望者のみ)の手続きを行います。

※再交付申請については、申請から約1週間でカードを受け取れる特急発行(手数料2,000円)を利用することもできます。
※一時停止手続き後にカードを発見した場合は、一時停止解除の手続きを行いますので、市民課までお問い合わせください。

在留関連事務

朝 市民課 TEL 23-7254 FAX 25-3566

特別永住者の手続き

日本国内に居住する在留資格が「特別永住者」の方に係る特別永住者証明書の期間更新および、紛失・汚損などに伴う再交付の手続きを行っています。

また、この特別永住者の子孫で、出生などによって特別永住の許可を受けるための申請手続きも行っています。
※在留資格が特別永住者以外の外国人の在留カードなどの更新・在留資格の変更などについては出入国在留管理庁で手続きをしてください。

(旧)外国人登録原票の開示請求について

平成24(2012)年7月9日から外国人住民の方も住民票に登録される新制度が開始されたことに伴い、それ以前の外国人登録原票に記載された情報が必要な場合は、原則として本人が直接、出入国在留管理庁に開示請求することになります。

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページ「外国人登録原票の開示請求について」をご覧ください。

旅券(パスポート)の申請・交付

朝 市民課 TEL 38-3720 FAX 25-3566

申請できる方

▶千葉県内に住民登録をしている方

※千葉県内に住民登録をしていない方でも、申請できる場合がありますので、希望する場合は事前にお問い合わせください。

必要なもの

- ☑ 一般旅券発給申請書
- ☑ 戸籍謄本(6カ月以内のもの) 1通
- ☑ パスポート用の写真(6カ月以内のもの) 1枚
- ② 本人確認書類(39ページ)

(運転免許証・マイナンバーカードまたはパスポート(有効中のもの) など)

場所	市民課(朝日庁舎)旅券窓口
受付日時	月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分
取扱手続	①申請および交付 新規・切替新規・訂正新規・残存有効期間同一旅券 ②届け出(有効中の旅券に限る) 紛失・盗難・焼失

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでも申請できます。市ホームページをご確認いただくか、市民課までお問い合わせください。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

朝 地域共生推進課 TEL 38-3089 FAX 25-3566

性別などにかかわらずお互いを人生のパートナーとして日常生活において協力しあうことを約束したお二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人にお子さんや親などがいる場合、併せてファミリーシップも宣誓できます。

宣誓要件

- ▶ 成年であること
- ▶ 双方または一方が木更津市民、または、木更津市へ転入予定であること
- ▶ 配偶者がいないこと
- ▶ 他の方とパートナーシップの関係(事実婚を含む)にないこと
- ▶ 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者など)でないこと
- ▶ ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親などがいること

必要書類

- ☑ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
- ☑ 住民票の写し(3カ月以内のもの)
- ☑ 戸籍謄本または戸籍抄本(3カ月以内のもの)
- ② 本人確認書類(39ページ)

(運転免許証・マイナンバーカードまたはパスポート(有効中のもの) など)

詳しくは、市のホームページをご確認いただくか、地域共生推進課までお問い合わせください。